IRISO

第60回
定時株主総会継続会開催ご通知

開催日時

2026年11月26日（木曜日）午前10時

場　　所

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番
新横浜プリンスホテル４階「桜川」
（末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」
をご参照ください。）



2025年４月 秋田工場稼働開始

イリソ電子工業株式会社
証券コード：6908

証券コード　6908
2026年11月11日
（電子提供措置の開始日2026年11月４日）

株　主　各　位

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目13番地８
イリソ電子工業株式会社
代表取締役社長　池　田　修　一

第60回定時株主総会継続会開催のご通知

拝啓　平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第60回定時株主総会継続会(以下、「本継続会」）を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

なお、本継続会は2026年６月23日開催の第60回定時株主総会(以下、「本総会」）の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は本総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

【当社ウェブサイト】　https://www.irisoele.com/jp/ir/documents/meeting
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス)】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show
※銘柄名（会社名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」を選択ください。

敬具

記

１．日　　時　2026年11月26日（木曜日）午前10時（受付開始９時）

２．場　　所　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目4番
新横浜プリンスホテル４階「桜川」
（末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．株主総会の目的である事項

報 告 事 項　１．第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類報告の件

以　上

〇当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
〇電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
〇会社法改正により、電子提供措置事項について、上記の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりましたが、本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面でお送りする本開催ご通知には記載しておりません。
・事業報告の一部
・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
・計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
したがいまして、書面でお送りする本開催ご通知は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

事前質問のご案内

受付期限：2026年11月20日（金曜日）午後５時まで
受付方法：専用ウェブサイトURL（https://forms.cloud.microsoft/r/XxjwLfqHdA）又は、下記QRコードより事前質問受付フォームに接続し、出席票に記載の株主番号・郵便番号を記載のうえ、質問内容をご入力いただきますようお願い申し上げます。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

なお、株主の皆様の関心の高い質問については、当日回答させていただく予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、ご了承をお願い申し上げます。

第60回定時株主総会の継続会の開催について

当社は、2026年５月22日付「第60回定時株主総会の継続会の開催方針に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、本総会において、本継続会を開催し、本継続会において本総会の目的事項であった報告事項をご報告申し上げるとともに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任願うことを、株主の皆様にお諮りし、ご承認いただきました。このご承認に基づき、取締役会において、本継続会の詳細を決定いたしましたのでご案内させていただく次第でございます。

当社は、2026年４月27日付「第三者委員会設置及び2026年3月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2026年６月29日付「2026年３月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の海外子会社における不適切な金銭の交付等の疑義について、外部の独立した専門家による第三者委員会を設置し、その後判明した他の会計処理及び品質・検査上の問題の有無を含め、調査を進めてまいりました（以下、「本調査」といいます。）。

この度、2026年９月28日付「第三者委員会の調査報告書の受領に関するお知らせ」にてお知らせのとおり、同日、第三者委員会からの調査報告書を受領しました。本調査の完了を受け、第60期の決算関連手続き等が完了したことから、本継続会を開催することといたしました。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

事　業　報　告

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、地政学リスクや構造成長率の低下により力強さを欠く１年となりました。

当社グループの主要事業領域である自動車関連市場は、特に中国において、当第４四半期での季節性やEVに対する補助金政策の変更により生産・販売は鈍化しましたが、通期を通しては輸出向けを含めて堅調に推移し牽引しました。

このような事業環境の中、売上高は、自動車向けが中心のモビリティ市場においては、自動車内で扱われる情報量の増加に伴うインフォテインメント分野での高速伝送対応可動BtoBコネクタの需要の堅調さと、xEV（EV、FCHV、PHV、HEV）向けのパワートレイン分野で中国地域が好調さを維持していることにより、前期比7.5%増加しました。コンシューマー市場では、主にゲーム機向けが減少し、前期比3.8%減となりました。インダストリアル市場では一部のFA機器向けの回復と、エネルギーマネジメント分野向けの拡大が継続したことにより、前期比67.1%増加しました。以上により、売上高は前期比9.9%増の619億６千１百万円となり、過去最高の連結売上高を更新しました。

利益面では、原材料価格高騰等の影響を受け、営業利益は前期比0.2%減の54億３千６百万円、経常利益は前期比10.1%増の61億３千２百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、第三者委員会による調査関連費用を特別損失として計上した結果、前期比1.6%増の25億５千３百万円となりました。

② **設備投資の状況**

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は56億１千２百万円で、その主なものは工場建屋建設、組立設備及び金型設備の増設であります。

③ **資金調達の状況**

該当事項はありません。

④ **主要な事業内容（2026年３月31日現在）**

当社グループは、さまざまな装置や部品をつなぎ、電気信号を伝達するコネクタの製造・販売を手掛けております。主な事業はモビリティ向けコネクタであり、このほかコンシューマー向け及びインダストリアル向け製品も展開しております。

⑤ **重要な組織再編等の状況**

当連結会計年度中において当社はIRISO ELECTRONICS (THAILAND)LTD.の発行済株式51%を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 対処すべき課題

① **内部統制及びガバナンス面（再発防止策の実施）**

当社は、2026年４月27日付「第三者委員会設置及び2026年３月期決算発表の延期に関するお知らせ」及び2026年６月29日付「2026年３月期有価証券報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社の海外子会社における不適切な金銭の交付等の疑義について、外部の独立した専門家による第三者委員会を設置し、その後判明した他の会計処理及び品質・検査上の問題の有無を含め、調査を進めてまいりました。

その後、2026年９月29日付「第三者委員会の調査報告書の公表に関するお知らせ」のとおり、調査の結果、海外子会社２社における不適切な金銭交付、海外子会社における決算作業及び監査の遅延、2023年３月期及び2024年３月期における海外子会社での売上の前倒し計上、その他会計処理の誤謬及び当社における品質管理及び品質保証上の問題等の事実が判明しました。この調査報告書の内容を真摯に受け止め、策定した再発防止策を着実に実行するべく、グループを挙げて全力で取り組んでまいります。

株主、投資家の皆様、お取引先をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。当社は、下記再発防止策を着実に実行するとともに、内部統制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化を通じて、皆様からの信頼回復及び企業価値の向上に努めてまいります。

再発防止策の内容は以下になります。

【再発防止策】
a. コンプライアンス最優先の企業風土への改革
(a)経営トップ及び経営幹部による「コンプライアンス最優先」の決意表明
・経営トップは、常にコンプライアンス、顧客との約束及び品質の確保を最優先とすること並びに財務報告の重要性を社員に向けて発信し続けます。

(b)「コンプライアンス最優先」の明文化
・経営理念、経営方針及び企業行動憲章において、品質を含むコンプライアンスが最優先であることを明確にします。
・売上や成長への挑戦は継続する一方、法令、契約及び品質を犠牲とすることは認めないことを全社共通の行動原則とします。

(c)ガバナンスの強化及び体制の見直し
・当社に必要とされる役員のスキル及び人員構成を見直します。
・役員として求められる資質や能力をより適切に担保するため、既存の選任基準及び選任プロセスの更なる高度化及び実効性の向上を図り、当社の役員選任体制を一層強化します。具体的には、選任基準において、誠実性、コンプライアンス意識、リスク管理能力及び独立した判断力等の観点を明確化するとともに、その内容を充実させます。
・新たな経営体制を構築していくために名誉会長職を廃止します。

(d)役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に向けた取組
<役員に関する施策>
・コンプライアンス最優先の風土を根付かせるため、経営陣は、四半期に一度、海外拠点を含む全社に向けて、コンプライアンスの重要性、品質意識及び会社の決算状況等を含むメッセージを発信し、本社方針の浸透を図ります。
・役員の評価にコンプライアンス遵守の項目を追加します。
・社員に対するサーベイ等により経営行動の変化を定期的に確認し、取締役会等でレビューを行います。
<役職員共通の施策>
・役職員に対して、コンプライアンス、品質、財務報告リテラシー、海外拠点管理、内部通報制度及び内部監査に関する教育及び研修を実施します。

・コンプライアンス・ウィークを設定し、海外拠点を含む全社を対象に贈賄防止及び内部通報等に関するコンプライアンス研修を実施します。また、コンプライアンス・ウィークにおいてアンケート調査を実施し、コンプライアンスに関する実態や課題の把握に努めるとともに、コンプライアンス意識の定着度を確認します。

(e)役職員のコンプライアンス意識の醸成及び向上に向けた取組
・各国の文化や慣習の違いにかかわらず、コンプライアンスの徹底及びそれを最優先とする意識を全社の役職員に根付かせるために、贈賄防止規程及び海外拠点向けのIRISO Group Anti-Bribery Manualを整備し、全ての海外拠点長に対するIRISO Group Anti-Bribery Manualについての説明会を実施します。
・贈賄リスクの高い海外拠点の現地役職者に対しては、現地へ講師を派遣し、対面による研修を実施することを検討します。

(f)職場環境の改善
・「Bad News First」を浸透させ、問題を早期報告した行動を評価し、役職員が自由闊達に意見を述べ、問題提起を行うことができる体制を構築します。
・上記取組の浸透状況を確認するため、全社の役職員を対象としたアンケート調査を年に一度実施し、継続的にモニタリングを行います。
・品質保証部門及び経理部門の人員を増強するとともに、必要に応じて外部への業務委託を実施し、必要な人員を確保します。
・各部門において、中長期的に必要となるスキル及び人員を想定し、採用、育成及びローテーション等を実施するとともに、人員及び設備を踏まえた処理能力を考慮し、必要な業務量を定量的に管理します。
・各部門において、新たな業務を実施する際に適切な工数を算定し、人員及び設備能力で対応可能となるよう、効率化及び自動化等を行います。

b. 本社における管理体制の強化
(a)コンプライアンス・リスクに対する組織的な管理体制の構築
・ガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメント及び内部統制の整備に関する機能を統合し、「ガバナンス推進部」を新設します。「ガバナンス推進部」は、経営トップ直轄の組織として上記機能を横断的に推進します。
・海外拠点ごとに、その事業内容、展開地域及び取引形態等を踏まえ、贈収賄、財務報告、品質並びに輸出入及び通関その他の主要なコンプライアンス・リスクに関するグループ横断的なリスクアセスメントを実施します。

・専門人材の確保及び社内人材の育成を計画的に進め、必要な人員体制を整備します。また、専門人材を確保するまでの間、外部弁護士や専門コンサルタントを活用し、必要な専門知見及び対応能力を補完します。

(b)意思決定プロセスの機能強化
・取締役会議案を付議する部門責任者に対して、取締役会付議基準を周知します。また、会議事務局が取締役会への付議の要否判断をサポートするとともに、当該事務局に各部門に対する調査権限を付与することで、取締役会による決議漏れを防止します。
・監査部門は、半期に一度、取締役会への付議状況及び付議手続を確認し、その確認結果を監査等委員会へ報告します。
・稟議承認フローにおいて、コンプライアンス・リスクを適切に評価及び判断できる人材の配置並びに専門的知見を活用できる仕組みを整備します。

(c)海外管理体制の整備
・監査等委員会は、年に一度、対面で海外拠点長と対話を行い、各社の経営戦略の進捗状況、事業上の重要課題、コンプライアンス及びリスク管理の状況並びに人材及び組織の課題等を把握し、執行役員への提言を行うとともに実行状況まで確認します。
・法務部門及び経理部門においては、それぞれの所管事項に関し、海外拠点とのコミュニケーション及び情報共有を強化し、リスクや課題の早期把握に努めるとともに、必要な指導、支援及びモニタリングを行います。
・海外拠点におけるガバナンス及び内部統制の実効性向上のため、海外拠点長に求められる資質及び能力要件の見直し並びに適切な責任者配置に向けた人事施策を実施します。
・全海外拠点にコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンス委員会がコンプライアンス担当者から定期的に報告を受ける体制を整備します。
・海外拠点からの報告対象、報告先及び報告期限を明確化するとともに、本社への報告ルートをコンプライアンス委員会へ一本化することで、コンプライアンス委員会が、コンプライアンス上の問題や潜在的なリスクを早期に把握できる体制を整備します。
・コンプライアンス委員会は報告事項を定期的に検討し、必要な是正措置を速やかに実施します。
・海外赴任者に対して、コンプライアンスや海外贈収賄リスク等に関する研修を実施

します。

c. リスク情報を吸い上げる仕組みの強化
(a)内部通報制度の実効性の確保
・内部通報制度の活用を促進するため、説明会や各種研修の際に制度及び通報窓口を周知します。
・内部通報制度の実効性向上及び通報先の多様化のため、監査等委員会に対する通報窓口を設置します。

(b)財務報告に係る管理体制の強化
・海外拠点の経理及び決算体制を強化するとともに、本社経理部門が決算作業及び会計監査の進捗を適時に把握し、必要な指導及び支援を行う体制を整備します。海外拠点において専門人材の確保が困難な場合には、本社経理部門が実務面を支援し、適切な会計処理を確保します。
・決算又は会計監査の遅延その他の重要な財務報告上の問題について、報告対象、報告先、報告時期及び責任者を明確化し、海外拠点から本社経理部門へ速やかに報告及びエスカレーションするとともに、必要に応じて現地及び本社の監査法人と連携する仕組みを整備します。
・売上計上時期及び固定資産の減損処理を含む主要な会計処理について、判断基準、処理時期及び確認手続を明確化し、海外拠点に周知します。また、通常の取引条件と異なる取引その他会計上の判断を要する取引について、本社経理部門が適切に関与する体制を整備します。

d. 内部監査機能の強化
(a)内部監査部門の体制強化
・専門人材の採用及び増員により、必要な監査に対応できる体制を整備し、監査部門による海外拠点の監査を拡充します。
・監査部門から経営トップ及び監査等委員会に対して内部監査結果を報告する体制を整備し、重要な情報が適時かつ適切に共有される仕組みを構築します。
・海外拠点を含む全社のリスクに応じて内部監査計画及び重点監査項目を見直し、贈収賄リスクを含む重要リスクに対する監査を強化します。
・内部監査結果について、経営トップ、取締役会及び監査等委員会への報告内容を充実させ、検出した重要なリスクを適切に共有します。また、実施管理を一層徹底し、証憑確認や再監査等により改善状況及び実効性を継続的に検証します。

(b)内部監査部門の意義・重要性についての周知徹底
・内部監査が経営上のリスクを早期に把握し、不祥事を未然に防止する重要な機能であることを、事業部門を含む役職員に周知し、内部監査への協力を徹底します。
・内部監査部門に対し、その役割及び職責の重要性を改めて徹底し、事業部門等からの働きかけに左右されることなく、独立性及び客観性を保持して必要な指摘及び報告を行うことを徹底します。

e. 品質に関する施策
(a)品質に係るガバナンス、内部統制及び牽制機能の強化
・経営陣は品質最優先であることを継続して徹底し、各拠点における品質巡視を定期的に行い、遵守状況を確認します。
・品質問題を未然に防止するために、原因分析及び再発防止策の水平展開を行う専任担当者を設置し、品質保証部門の機能強化を図ります。

(b)顧客への申請及び承認手続管理の強化
・顧客固有要求事項に対する変更管理ルールを見直し、顧客申請要否の判断基準及び承認権限を明文化し徹底します。
・営業部門、製造部門、技術部門及び品質保証部門に対して、顧客固有要求事項及び4M変更管理に関する教育を実施します。

(c)信頼性試験データの信頼性担保
・信頼性試験実施部門が独立し公正な評価を行う体制を構築します。
・設備及び人員の補強を継続的に実施し、信頼性試験の実施体制を強化します。これにより、試験設備の高稼働状態の緩和を図るとともに、突発的な試験依頼にも対応可能な余力を確保することで、試験設備の不足により実験を実施できない状況の撲滅を図ります。

(d)国内工場における検査の徹底
・検査に必要な人員を増強し、検査体制を強化します。検査に関するプロセスを見直すとともに、検査内容及び判定基準を明確化し、検査記録管理の強化によってモニタリング体制を整備します。さらに、検査未実施や異常発生時の報告及びエスカレーション・ルールを明文化することで、適切な検査運用及び是正措置の徹底を迅速に行います。

② **事業面**

a. 市場環境

世界経済は、中東情勢などの地政学リスクの影響による原材料、エネルギーコスト、輸送費の高騰など、不透明な状態が続いています。

モビリティ市場においては、61期（2027年３月期）はグローバルでの自動車生産台数は前期比微増、その中に占めるPHVやHEVを含めたxEVの構成比は前期比増加すると予想しており、当社の売上ではインフォテインメント分野での高速伝送ニーズの増加、中国顧客向けでの伸長が見込まれます。コンシューマー市場はゲーム機向けの需要低迷が継続し厳しい環境になると見込んでいますが、インダストリアル市場は、エネルギーマネジメント分野など新たな領域での需要やFA機器向けの回復が見込まれます。

b. 61期（2027年３月期）の重点施策

2024年5月の中期経営計画の策定時に想定していた経営環境から、原材料価格の高騰、地政学リスク、日欧米自動車メーカーの販売不振やEV市場の減速、中国自動車メーカーの台頭と価格競争の激化などの課題・変化が発生しています。これらと現在の中期経営計画の進捗、来期以降の展望も踏まえ、中期経営計画の最終年度である2027年３月期は以下を重点施策として取り組んでまいります。

[ビジネス拡大戦略]

・モビリティ市場での車載統合ECU向けの次世代高速対応製品の拡充と、xEVのパワートレイン機器向け“Z-Move™“応用製品の搭載・販売実績の拡大
・インダストリアル市場でのエネルギーマネジメント分野での売上拡大推進、電力供給の効率化に貢献する接続ソリューションの提案と、ヒューマノイドロボット／フィジカルAI用途へのBtoBコネクタの採用拡大
・経済圏ごとの市場特性や顧客要求に対応した営業活動・市場開拓の推進と、中国国内での製販技の一体体制の強化による地産地消ニーズへの対応

[コスト力強化]

・金めっきの薄膜化の製品ラインナップ追加
・設備標準化、金型内製化の拡大による設備投資効率向上、固定費圧縮

c. 61期（2027年３月期）の見通し

連結売上高670億円（対前期比8.1％増）、連結営業利益35億円（対前期比35.6％減）、連結経常利益27億円（対前期比56.0％減）、親会社株主に帰属する当期純利益16億円（対前期比37.3％減）を見込んでおります。為替レートは、155円/ドル、180円/ユーロ、22円/人民元を前提としております。

(3) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第 57 期 (2023年３月期)	第 58 期 (2024年３月期)	第 59 期 (2025年３月期)	第 60 期 (当連結会計年度) (2026年３月期)
売上高	52,339	55,814	56,385	61,961
経常利益	7,542	7,078	5,567	6,132
親会社株主に帰属する当期純利益	5,279	5,340	2,512	2,553
１株当たり当期純利益	224.42円	226.99円	111.61円	119.59円
総資産	81,722	95,829	90,333	94,821
純資産	67,256	75,870	69,900	74,525

(注) 2026年９月30日付「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」及び2026年10月１日付「(訂正)『過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ』の一部訂正について」にてお知らせしたとおり、訂正後の過年度の財産及び損益の状況を記載しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社議決権比率	主要な事業内容
意力速（上海）貿易有限公司	2,000千米ドル	100%	中国国内向けにコネクタを販売する。
IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH	25千ユーロ	100%	ヨーロッパ向けを中心にコネクタを販売する。
上海意力速電子工業有限公司	32,550千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。
南通意力速電子工業有限公司	52,170千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。
IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	23,000千米ドル	100%	日本国内外向けにコネクタを製造する。

(注) 上記の重要な子会社５社を含め、連結子会社は12社であります。

(5) 主要な営業所及び工場（2026年3月31日現在）

当社	本社	神奈川県横浜市
	営業所	東日本営業所（福島県郡山市）、中部営業所（愛知県名古屋市）、 関西営業所（現西日本営業所、大阪府大阪市）
	工場・研究所	茨城工場（茨城県常陸大宮市）、秋田工場（秋田県横手市）、 花巻工場（現花巻テクニカルセンター、岩手県花巻市）、 生産技術開発センター（神奈川県川崎市）
子会社等	販売会社	意力速（上海）貿易有限公司（中国　上海市） IRISO ELECTRONICS（HONG KONG）LIMITED（中国　香港） IRISO ELECTRONICS KOREA CO., LTD.（大韓民国　京畿道安養市） IRISO ELECTRONICS（THAILAND）LTD.（タイ　バンコク） IRS（S）PTE LTD（シンガポール） IRISO ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.（インド　ベンガルール） IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH（ドイツ　シュツットガルト） IRISO U.S.A.,INC.（アメリカ　ミシガン）
	工場・研究所	上海意力速電子工業有限公司（中国　上海市） 意力速（上海）電子技術研発有限公司（中国　上海市） 南通意力速電子工業有限公司（中国　南通市） IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.（フィリピン　キャビテ） IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.（ベトナム　ハイフォン）

(6) 従業員の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,842(405) 名	94名減

（注）従業員数は社員数であり、従業員数欄の（外書）は臨時社員の平均人員（1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
588名	6名減	41.3歳	11.4年

（注）従業員数は社員数であります。

(7) 主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

	株式会社 三菱UFJ銀行	株式会社 みずほ銀行	株式会社 北都銀行	株式会社 秋田銀行
一年内返済予定長期借入金	613百万円	182百万円	50百万円	50百万円
長期借入金	2,350百万円	5,480百万円	350百万円	350百万円

2．株式の状況（2026年3月31日現在）

（1）発行可能株式総数　70,000,000株

（2）発行済株式の総数　24,460,879株

（3）株主数　8,431名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,428千株	11.38%
有限会社エス・エフ・シー	2,379千株	11.15%
佐藤定雄	1,787千株	8.38%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,542千株	7.23%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019	432千株	2.02%
株式会社日本カストディ銀行（信託口４）	430千株	2.01%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	410千株	1.92%
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	367千株	1.72%
THE BANK OF NEW YORK MELLON１４００４４	362千株	1.70%
JP MORGAN CHASE BANK 385781	259千株	1.21%

（注）１．当社は自己株式（3,110千株）を保有していますが、上記大株主からは除いております。
２．持株比率は自己株式（3,110千株）を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）	－	－
社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）	－	－
監査等委員である取締役	－	－

3．会社役員の状況

（1）取締役の状況（2026年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	柴田雅久	
代表取締役社長執行役員	鈴木仁	
取締役専務執行役員社長補佐	武田佳司	製造本部、技術本部、品質保証本部管掌
取締役執行役員	大平明彦	営業本部本部長
取締役執行役員	大浦信一郎	管理本部本部長、CSR推進室室長
取締役（監査等委員）	宮内敏彦	
社外取締役（監査等委員）	藤田浩司	奥野総合法律事務所　パートナー弁護士、飯田グループホールディングス株式会社　社外監査役
社外取締役（監査等委員）	佐藤登	国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構客員教授、エスペック株式会社　上席顧問、経済産業省蓄電池産業戦略推進会議　有識者委員
社外取締役（監査等委員）	内田明美	石原産業株式会社　社外取締役、ステラケミファ株式会社　社外取締役監査等委員

（注）１．当社は、監査等委員会の職務を補助する者として、監査等委員会支援室を設置しており、同室が監査等委員会の機能を支援することが十分に可能であるとの判断のため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

２．取締役藤田浩司、佐藤登及び内田明美の各氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。また、藤田浩司氏は企業法務、コーポレートガバナンスに関する深い知見を有しており、佐藤登

氏は企業経営者及び技術専門家として培われた豊富な経験と高い見識を有しており、内田明美氏は企業経営者として培われた豊富な経験及び財務・会計に関する深い見識を有しております。

3．取締役藤田浩司、佐藤登及び内田明美の各氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

4．当社では、取締役会の一層の活性化を促し、取締役会の意思決定・業務執行の監督機能と各事業部の業務執行機能を明確に区別し、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。当社の執行役員は11名で、上記の執行役員を兼務する取締役の他に7名の執行役員がおります。

5．取締役柴田雅久氏は、2025年6月24日開催の第59回定時株主総会終結の時をもって辞任により退任するまで、社外取締役（監査等委員）を務めておりました。

6．2026年６月23日開催の第60回定時株主総会において、武田佳司氏及び大浦信一郎氏は取締役を退任し、新たに、柴田雅久、鈴木仁、池田修一及び大平明彦の各氏が取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、宮内敏彦、藤田浩司、佐藤登及び内田明美の各氏が監査等委員である取締役に選任されました。なお、2026年９月30日付「代表取締役の異動に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、代表取締役社長の鈴木仁氏が2026年９月30日に取締役を辞任し、取締役の池田修一氏が2026年10月１日付で代表取締役社長に就任いたしました。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、全ての社外取締役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任について、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しています。

（3）役員等賠償責任保険契約の概要等

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、役員等賠償責任保険契約を締結しております。

その契約の概要等は以下のとおりです。

① **被保険者の範囲**

当社取締役、執行役員、子会社役員

② **保険契約の内容の概要**

イ．被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料（特約部分も含む。）の負担割合は被保険者１割、当社９割を目安とする。

ロ．填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も併せ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補する。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由がある。

ハ．役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

上記免責事由のほか、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととする。

（4）当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①　取締役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（監査等委員であるものを除く。） （うち社外取締役）	96 （－）	67 （－）	29 （－）	－ （－）	6 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	42 （29）	42 （29）	－ （－）	－ （－）	5 （4）
合計 （うち社外役員）	139 （29）	110 （29）	29 （－）	－ （－）	11 （4）

（注）1．上記の他、下記の支払をしております。
使用人兼務役員に対する使用人分給与相当額
3名　　37百万円

2．上表には、2025年6月24日付にて退任した取締役1名、2026年6月23日付にて退任した取締役2名を含んでおります。

② **業績連動報酬等に関する事項**

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する報酬として、月額固定報酬とは別枠で会社業績及び個人業績に連動した変動報酬（業績連動報酬等）を導入しています。

当制度は、個人の目標達成及び、会社業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めるため、事業年度における業績指標の目標として連結売上高、連結売上高営業利益率、ROKA（営業利益/(運転資金+固定資産))を掲げ、その目標値に対する達成度合いに応じて事業年度毎に支給することとしています。業績連動報酬等に係る指標として、上記業績指標を採用した理由は、当社が経営上の目標達成状況を判断する客観的な指標として考慮しているためです。なお、当事業年度における当該指標の目標及び実績は、以下のとおりです。

指標	目標	実績
連結売上高	54,000百万円	61,961百万円
連結売上高営業利益率	15%以上	8.8%
ROKA	13.6%以上	9.1%

（注）上記実績は、当事業年度における業績連動報酬等を費用計上する前の数値となります。

※なお、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）が業績向上に対する意欲や士気を高めることにより、企業価値を持続的に向上させ、株主と利益の共有を図るため、役員持株会制度を導入しております。

③ **取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項**

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬限度額は、2018年６月26日開催の第52回定時株主総会において年額360百万円以内とし、監査等委員である取締役の報酬限度額は、当該定時株主総会において年額80百万円以内とする決議をしております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数は７名（うち、社外取締役は０名)、監査等委員である取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）です。

④　取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動性を強化して中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲をさらに高めること及び報酬等の決定プロセスが透明性・客観性の高いものとすることを基本方針としております。当該方針は、報酬委員会への諮問を経て取締役会で決議しております。

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬は、各事業年度における業績の向上及び企業価値増大に向けて職責を負うことを考慮し、月額固定報酬（基本報酬）並びに個人業績及び会社業績に連動する業績連動報酬等（いずれも金銭報酬等）で構成しております。また、当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の報酬等に関する手続きの透明性・客観性を高めるため、2018年６月26日に取締役会の任意の諮問機関として、報酬委員会を設置しました。なお、同委員会は、独立社外取締役３名（うち１名が委員長）、社内の取締役２名の計５名で構成されております。

監査等委員である取締役及び社外取締役の報酬は、当社グループ全体の職務執行に対する監査機能を担うことから、月額固定報酬（基本報酬）のみで構成されております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたり、報酬委員会が原案について上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行い、代表取締役（下記⑤参照）は、取締役会の委任を受け、報酬委員会の答申を尊重して個人別の報酬等の内容を決定しているため、取締役会は、その内容が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

⑤　取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会にて、代表取締役社長執行役員鈴木仁に、取締役の月額固定報酬及び業績連動報酬等の個人別の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしています。その権限の内容は、各取締役の月額固定報酬の額及び業績連動報酬等の内容であり、この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているからです。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、代表取締役社長執行役員鈴木仁は、当該答申を尊重して決定をすることとしております。

⑥　業績連動報酬等とそれ以外の報酬等の支給割合

業績連動報酬等と業績連動報酬等以外の報酬等の支給割合の決定方針については、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最適な支給割合となることを方針とし、役職位が上位になるに従い、業績連動報酬等の割合が多くなるよう設計しています。

（5） 社外役員に関する事項

① 他の法人等との兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役（監査等委員）藤田浩司氏は、奥野総合法律事務所パートナー弁護士及び飯田グループホールディングス株式会社社外監査役であります。
・取締役（監査等委員）佐藤登氏は、国立大学法人名古屋大学未来社会創造機構客員教授、エスペック株式会社上席顧問及び経済産業省蓄電池産業戦略推進会議有識者委員であります。
・取締役（監査等委員）内田明美氏は石原産業株式会社社外取締役及びステラケミファ株式会社社外取締役（監査等委員）であります。
・当社とこれら法人等との間に特別の利害関係はありません。

② 活動状況等

・取締役会及び監査等委員会への出席状況等

取締役 (監査等委員)	藤　田　浩　司	当事業年度に開催された取締役会13回中12回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中11回出席し、主に弁護士としての豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	佐　藤　　登	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中11回出席し、主に車載用電池の研究開発から経営に至るまでの豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。
取締役 (監査等委員)	内　田　明　美	当事業年度に開催された取締役会13回中13回出席し、また、当事業年度に開催された監査等委員会11回中11回出席し、管理部門や監査部門に関する豊富な経験と見地から、適宜発言を行っております。また、上記の他、当社の指名・報酬委員会にも出席し、独立した客観的な立場から経営陣の監督に努めております。

（注）前記1（2）①に記載のとおり、第三者委員会の調査の結果、海外子会社２社における不適切な金銭交付、海外子会社における決算作業及び監査の遅延、2023年３月期及び2024年３月期における海外子会社での売上の前倒し計上、その他会計処理の誤謬及び当社における品質管理及び品質保証上の問題等の事実が判明しました。在任中の各社外取締役は、当該事実について事前には認識しておりませんでしたが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行っていました。当該事実の認識後は、法令遵守の徹底のため原因の究明や再発防止に向けた取組みについて逐次に報告を受け、またこれらに対して提言を行うなど、その職責を果たしています。

4．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	78百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

（注）1．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
4．上記のほか、当連結会計年度に係る追加報酬及び過年度訂正監査業務に関する報酬がありますが、未確定のため、含めておりません。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、2018年６月26日の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を改訂いたしております。当該基本方針の内容は以下のとおりです。

当社は、これまで、当該基本方針に基づき、より効果的な内部統制システムの構築を推進してまいりましたが、前記1（2）①に記載のとおり、今般、当社及び子会社において不適切な金銭の交付などが発生したことを重く受け止め、当該事案の再発防止策を徹底し、内部統制システムの実効性を改めて検証し、必要な改善及び強化を進めてまいります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・取締役会は、「取締役会規程」を整備し、取締役会決議事項基準に則り、会社の業務執行全般を決定しています。

・コンプライアンス体制の充実・強化のため、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、コンプライアンスを社内に定着させるための仕組み（コンプライアンス・プログラム）の策定が決議され、社内に周知・徹底が図られるとともに、プログラムの定着状況がフォローされています。また、必要に応じて取締役会へ報告・勧告を行います。各部門にコンプライアンス担当者を設置し、部門レベルのコンプライアンス・プログラムの徹底を図ってまいります。

・コンプライアンス・プログラムの一要素として、内部通報制度である「公益通報者保護規程」を制定しております。

・監査部は定期的に内部監査を実施し、その結果を経営層及び監査等委員会に報告するとともに、被監査部門にその結果をフィードバックし、是正の必要があるものはその指導を行い、管理体制を徹底しております。

・反社会的勢力・団体に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととしています。その不当な要求に対しては、法令及び社内規程等に基づき、断固たる姿勢で組織的に対応してまいります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「稟議規程」、「文書管理規程」にて、稟議事項及び文書の保存期限を制定しており、取締役会議事録は、取締役が押印のうえ、保存・管理されております。また、その他の文書は、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で記録・保存・管理されております。

・機密情報の管理を万全にするために「情報セキュリティ管理規程」を制定しております。当規程に基づいて、機密情報管理体制の確立・徹底に努めております。
・取締役の職務執行に係る情報の作成・保存・管理状況は、監査等委員会の監査対象となっております。

③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

・当社の経営に重大な影響を与えるリスク項目については、管理部門が起案し取締役会にて決議し、有価証券報告書に記載・開示してまいります。
・「リスクマネージメント規程」に基づき、リスクアセスメントを実施し、リスク項目の顕在時におけるマイナスの影響を最小限にとどめることを目的とした体制を構築しております。
・各部門の長である執行役員及び使用人は、自部門に内在するリスクを把握し、分析・評価したうえで適切な対策を実施し、定期的にその効果を見直しております。
・自然災害や大火災、テロ等の緊急事態に備え、「BCP事業継続計画規程」を策定し、事業の中断を最小限にとどめることを目的とした体制を構築しております。
・ERPシステムの導入により、業務の効率化を図るとともに情報セキュリティのレベルを向上させることで情報漏えい等のリスク回避に努めております。

④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

・経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から2001年５月に執行役員制度を導入いたしました。2026年３月末日現在、執行役員は全11名（うち４名は取締役兼任）であり、取締役会は業務執行の監督という本来の機能に特化し、代表取締役社長以下執行役員は自己の職務を執行する体制をとっております。
・執行役員の担当範囲は、取締役会において決定され、営業・製造・技術・品質・管理と当社の全業務をカバーしております。各々の執行役員の職務執行を管理するために、執行役員が議論し、諮問する場として経営戦略会議を毎月定期的に開催し、取締役会の決定に従った業務の執行状況を検証しております。
・「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」において、職務執行の責任、執行手続きが規定されており、効率的な職務執行を確保しております。各規程類は随時見直しを図ってまいります。

⑤ **当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

・「関係会社管理規程」に基づき、製造関係会社は製造本部を、販売関係会社は営業本部をそれぞれ主管部門として、日常業務を支援・管理しております。

・経理部及び人事・総務部は、関係会社のそれぞれの職能を所管し、グループ全体の統制を行っております。
・経営企画部は、主管部門及び所管部門との連携をとりつつ、関係会社の経営の統括管理を行っております。

⑥ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

・当社は、監査等委員会の職務を補助するため監査等委員会支援室を設置しており、スタッフを１名配置しております。
・監査等委員会支援室のスタッフは、監査等委員でない取締役の指揮命令を受けず、監査等委員会の指揮命令に従うものとし、また、人事異動・考課等は監査等委員会の同意を得て行うものとして、執行部門からの独立性と監査等委員会支援室のスタッフに対する監査等委員会の指示の実効性を確保しています。

⑦ **取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制**

・取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告することとしております。
・監査等委員会は、取締役会やその他重要な会議に出席するとともに、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行っております。

⑧ **監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

・監査等委員会は、内部監査を担当する監査部と連携を保ち、必要に応じて監査部に調査を求めるとともに、監査部は、監査等委員会の監査を補助する体制としております。
・監査等委員会は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、重要課題等について協議しております。

⑨ **反社会的勢力排除に向けた整備状況**

・市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力による被害の防止のため、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本姿勢としております。
・反社会的勢力に関する情報収集については、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、企業防衛対策協議会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を保っております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、内部統制、コンプライアンス等に関する各規程に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、内部監査体制を見直しました。当社の取締役会は、社外取締役３名を含む取締役9名で構成されており、取締役会を開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲内で職務を執行しました。子会社については、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適切な業務運営及び実効性のある管理の実現に努めました。

監査部は、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ内部を対象とする監査を実施しております。

社内の監査等委員・取締役は、主要な稟議書の閲覧等行い、取締役会及び使用人の職務の執行状況を監査し、重要会議に出席して必要に応じて意見を述べることができます。

なお、前記1（2）①に記載のとおり、第三者委員会による調査の結果、海外子会社２社における不適切な金銭交付、海外子会社における決算作業及び監査の遅延、2023年３月期及び2024年３月期における海外子会社での売上の前倒し計上、その他会計処理の誤謬及び当社における品質管理及び品質保証上の問題等の事実が判明しました。当社としては、第三者委員会の調査報告書の内容を真摯に受け止め、策定した再発防止策を着実に実行するべく、グループを挙げて全力で取り組んでまいります。

6．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する安定的な利益還元を行うことを経営の重要政策と認識し、業績、経営環境並びに中長期的な財務体質の強化を勘案して配当を行うことを基本方針としております。この方針に基づき、当事業年度の期末配当につきましては、１株当たり100円とさせていただきました。当社は、当事業年度の期末配当につきましては、普通配当110円と設立60周年にあたっての記念配当40円の計150円とすることを予定しておりましたが、2026年5月の配当額決定当時、第三者委員会の調査が継続している状況であったことを踏まえ、前事業年度と同額の1株当たり普通配当100円とさせていただいたものです。今後とも

株主の皆様の支援に報いるため、適切な配当をさせていただくべく事業の発展に努めてまいります。

内部留保につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、コスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術開発・製造体制を強化し、更なるグローバル戦略の展開を図るために有効活用していきたいと考えております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**57,174**	**流動負債**	**10,153**
現金及び預金	28,498	支払手形及び買掛金	3,389
受取手形、売掛金及び契約資産	13,605	1年内返済予定の長期借入金	895
商品及び製品	8,975	未払法人税等	544
仕掛品	75	賞与引当金	792
原材料及び貯蔵品	4,288	役員賞与引当金	88
その他	1,757	特別調査費用等引当金	1,284
貸倒引当金	△26	品質関連費用引当金	116
固定資産	**37,647**	その他	3,041
有形固定資産	**33,749**	**固定負債**	**10,142**
建物及び構築物	10,005	長期借入金	8,530
機械装置及び運搬具	14,311	退職給付に係る負債	369
工具器具備品	4,721	その他	1,241
土地	1,916	**負債合計**	**20,296**
建設仮勘定	2,794	純資産の部	
無形固定資産	**2,246**	**株主資本**	**56,486**
ソフトウエア	2,110	資本金	5,640
のれん	30	資本剰余金	8,166
その他	105	利益剰余金	49,040
投資その他の資産	**1,652**	自己株式	△6,361
投資有価証券	464	**その他の包括利益累計額**	**18,039**
繰延税金資産	399	その他有価証券評価差額金	233
その他	844	為替換算調整勘定	17,660
貸倒引当金	△56	退職給付に係る調整累計額	144
		純資産合計	**74,525**
資産合計	**94,821**	**負債・純資産合計**	**94,821**

連結損益計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**61,961**
売上原価		**44,393**
売上総利益		**17,568**
販売費及び一般管理費		**12,131**
営業利益		**5,436**
営業外収益		
受取利息	294	
受取配当金	8	
為替差益	424	
補助金収入	109	
その他	86	923
営業外費用		
支払利息	157	
その他	70	228
経常利益		**6,132**
特別利益		
固定資産売却益	17	
国庫補助金	1,404	
為替換算調整勘定取崩益	138	1,559
特別損失		
固定資産除却損	112	
減損損失	535	
特別調査費用等	1,334	1,983
税金等調整前当期純利益		**5,708**
法人税、住民税及び事業税	1,920	
法人税等調整額	1,256	3,177
当期純利益		**2,531**
非支配株主に帰属する当期純損失		**22**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,553**

連結株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,640	8,045	49,813	△6,099	57,398
誤謬の訂正による累積的影響額			△1,180		△1,180
誤謬の訂正を反映した当期首残高	5,640	8,045	48,632	△6,099	56,218
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,145		△2,145
親会社株主に帰属する当期純利益			2,553		2,553
自己株式の取得				△261	△261
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		121			121
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	121	407	△261	268
当期末残高	5,640	8,166	49,040	△6,361	56,486

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	87	13,012	122	13,222	575	71,196
誤謬の訂正による累積的影響額	12	△131	0	△118	3	△1,296
誤謬の訂正を反映した当期首残高	99	12,880	123	13,103	578	69,900
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△2,145
親会社株主に帰属する当期純利益						2,553
自己株式の取得						△261
連結範囲の変動に伴う為替換算調整勘定の増減		△146		△146		△146
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						121
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	133	4,927	21	5,082	△578	4,503
連結会計年度中の変動額合計	133	4,780	21	4,935	△578	4,624
当期末残高	233	17,660	144	18,039	－	74,525

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数	12社 新規設立により、子会社となったIRISO ELECTRONICS KOREA CO., LTD.,を連結範囲に含めております。 また、IRISO ELECTRONICS Mexico,S.A.de C.V.は清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。
② 主要な連結子会社の名称	上海意力速電子工業有限公司 IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH 意力速（上海）貿易有限公司 IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD. 南通意力速電子工業有限公司
③ 主要な非連結子会社の名称	IRISO ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.
④ 連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）の合計額は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。
⑤ 連結子会社の事業年度等に関する事項	連結子会社の上海意力速電子工業有限公司、IRISO U.S.A., INC.、意力速(上海)貿易有限公司、意力速(上海)電子技術研発有限公司、IRISO ELECTRONICS Mexico, S.A. de C.V.及び南通意力速電子工業有限公司の決算日は12月31日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。 IRS(S) PTE LTD、IRISO ELECTRONICS(THAILAND) LTD.の決算日は２月末日であり、連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しています。 な　お、IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.の決算日は2月末日でありますが、連結に際しては、当該決算日の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社（IRISO ELECTRONICS INDIA PVT. LTD.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

ロ．デリバティブ　時価法

ハ．棚卸資産　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
連結子会社は主として、移動平均法による原価法又は低価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産　当社は定率法によっております。ただし、2005年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
海外連結子会社は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～50年
機械装置及び運搬具	8～10年
工具器具備品	2～5年

ロ．無形固定資産　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアは社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金	当社は、売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。 また、海外連結子会社は、主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。
ロ．賞与引当金	当社及び一部の連結子会社は従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ．役員賞与引当金	取締役等への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。連結子会社には該当事項はありません。
ニ．特別調査費用等引当金	当社及び連結子会社において発生した不適切な会計処理に関し、第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。 当該第三者委員会の調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。
ホ．品質関連費用引当金	品質管理及び品質保証上の問題について、再検査の実施や認定書類の再提出等の追加的な対応費用が発生する可能性があるため、当該費用を合理的に見積ることができるものについて、当該見込額を計上しております。

④　重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①通常の製品販売

当社及び連結子会社においては、主にコネクタの製造及び販売を行っております。このような製品の販売における主な履行義務は、顧客に対して製品を引き渡す義務であり、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、製品の納品時に製品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

②納入業者在庫管理（VMI）による製品販売

製品の販売において、製品を預託倉庫に納入し、顧客が必要に応じて製品在庫の引き出しを行う納入業者在庫管理（VMI）による取引の場合、顧客が倉庫より製品を引き出した時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね６ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑤　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ．退職給付に係る会計処理の方法　（イ）退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

（ロ）数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

ロ．重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

海外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

ハ．のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、５年間の定額法により償却を行っております。

2．会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1)連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	33,749百万円
無形固定資産	2,246百万円
減損損失	535百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

事業用資産、遊休資産いずれも連結注記表の「9.その他の注記」に記載した内容と同一であります。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された将来の事業計画及び中期経営計画を基礎としており、当該基礎には主要な仮定として売上高や売上原価の予測が含まれております。これらの予測は、顧客からの受注状況や過去の販売実績を基礎として作成した生産計画に基づき算定しており、受注状況や今後の生産計画は自動車業界の市場動向や顧客からの要請等の影響を受けるため、不確実性があります。また、事業の用に供する予定がなくなった資産は遊休資産として個別資産ごとにグルーピングしておりますが、今後の使用予定は顧客からの受注状況や過去の販売実績を基に算定した生産計画を基に判定しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

受注状況や今後の生産計画が変更になった場合、固定資産の減損の兆候、認識及び測定の評価が変更となり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。また、顧客からの受注状況や将来の生産計画が変更となった場合、遊休資産に該当するかどうかの判定が変更となり、新たに遊休資産に分類すべき資産が増えるため、翌連結会計年度において、新たな減損損失が発生する可能性があります。

3．誤謬の訂正に関する注記

当社は、海外子会社において労務紛争対応に関連した不適切な金銭交付の疑義が生じたことから、2026年２月18日に、外部の弁護士及び公認会計士を委員とする調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、当該調査委員会によるデジタル・フォレンジック調査の過程で、会計処理及び品質検査等に関するコンプライアンス上の問題の存在を疑わせる事象が新たに認識されたため、当社は、2026年４月27日に、調査範囲を拡大し、独立した調査を実施する目的で第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当社は、2026年９月28日に第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社における不適切な支出、当社における品質管理及び品質保証上の問題、海外子会社における仮決算時の未確定決算数値の使用、海外子会社における売上の前倒し計上等の事実が判明しました。

また、第三者委員会による調査及び当社による追加的な自主点検の結果、当社グループにおける固定資産の除却及び減損、棚卸資産の評価並びに当社の連結決算処理等に関する複数の会計処理の誤謬が判明しました。

これらを踏まえ、当社は、海外子会社における不適切な支出及び売上の前倒し計上、並びに当社グループにおけるその他の会計処理の誤謬等について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断しました。また、訂正の原因となった事象を連結財務諸表に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性が無いため訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は1,180百万円減少し、その他の包括利益累計額の期首残高は118百万円減少し、非支配株主持分の期首残高は３百万円増加しております。

4．連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　63,613百万円

（2）偶発債務

①第三者委員会による調査の結果、当社の連結子会社２社において、外国公務員等に対する不適切な金銭供与及びその疑義が判明しました（2026年９月28日に調査報告書受領）。これらに関連して、今後、当社グループは日本及び海外現地の関係法令に基づき、罰金等を負担する可能性がありますが、将来発生し得る損失額を合理的に見積ることは困難であるため、連結計算書類には反映しておりません。

②第三者委員会による調査の結果、当社における品質管理及び品質保証上の問題が判明しました（2026年9月28日に調査報告書を受領）。これらの事案の対象製品の品質には問題がないと判断しておりますが、今後、再検査の実施や認定書類の再提出等の追加的な対応費用が発生する可能性があります。なお、現時点で合理的に見積ることが可能な対応費用については、品質関連費用引当金を計上しております。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	24,460,879株	—	—	24,460,879株

（2）自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	3,006,274株	104,147株	—	3,110,421株

（注）1．当連結会計年度増加株式数104,147株は、2024年11月5日の取締役会決議に基づく取得104,100株及び単元未満株式の買取による取得47株によるものであります。

（3）剰余金の配当に関する事項

①　配当金支払額等

2025年６月24日開催の第59回定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額　2,145百万円
・１株当たり配当金額　100円
・基準日　2025年３月31日
・効力発生日　2025年６月25日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

2026年６月23日開催の第60回定時株主総会において次のとおり付議いたしました。

・配当金の総額　2,135百万円
・１株当たり配当金額　100円
・基準日　2026年３月31日
・効力発生日　2026年６月24日

６．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社及び当社の連結子会社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に銀行借入によっております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金はそのほとんどが１年以内の支払期日であります。また、外貨建の営業債務は、為替変動リスクに晒されております。

長期借入金の使途は、主に運転資金であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等にかかるリスク）の管理

営業債権については、売掛債権管理規程を定め、顧客ごとに与信枠の設定・管理と債権の記帳・整理をし、定期的に残高の確認を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額81百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、支払手形及び買掛金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

区　分	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
a　投資有価証券			
その他有価証券	383	383	－
資産計	383	383	－
b　長期借入金（※）	9,426	9,235	△191
負債計	9,426	9,235	△191

※流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	383	－	－	383
資産計	383	－	－	383

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金（※）	－	9,235	－	9,235
負債計	－	9,235	－	9,235

※　流動負債の１年内返済予定の長期借入金を含めて表示しております。

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む）は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	日本	アジア	欧州	北米	
車載	7,261	30,597	9,654	4,721	52,234
コンシューマー	563	3,861	7	14	4,446
インダストリアル	2,038	3,052	133	56	5,280
顧客との契約から生じる収益	9,863	37,510	9,796	4,791	61,961
外部顧客への売上高	9,863	37,510	9,796	4,791	61,961

（2）収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等」の「(3) 会計方針に関する事項」「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約資産等の残高

	当連結会計年度期首（百万円）	当連結会計年度末（百万円）
契約資産	—	—
契約負債	9	8

8．1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり純資産額　3,490円59銭

（2）1株当たり当期純利益　119円59銭

9．その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当連結会計年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

場所	用途	種類
神奈川県横浜市	遊休資産	工具器具備品
神奈川県川崎市	遊休資産	機械装置
茨城県常陸大宮市	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具器具備品、 建設仮勘定
岩手県花巻市	遊休資産	工具器具備品
中華人民共和国	遊休資産	機械装置、工具器具備品
フィリピン共和国	遊休資産	機械装置、工具器具備品
ベトナム社会主義共和国	遊休資産	機械装置

当社グループは、事業用資産においては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記のうち事業用資産は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みとなったため、減損損失を認識しており、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に30百万円を計上しております。その内訳は、建物及び構築物４百万円、機械装置及び運搬具５百万円、工具器具備品５百万円、建設仮勘定14百万円であります。

上記のうち遊休資産については、今後事業の用に供する予定がなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に504百万円を計上しております。その内訳は、機械装置425百万円、工具器具備品79百万円であります。

また、回収可能価額は正味売却価額により測定をしており、当該資産は売却見込みが無いため、正味売却価額は零としております。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**19,358**	**流動負債**	**9,164**
現金及び預金	5,952	買掛金	4,667
受取手形	1	1年内返済予定の長期借入金	895
売掛金及び契約資産	9,132	未払金	1,301
商品及び製品	1,870	未払費用	157
仕掛品	9	未払法人税等	50
原材料及び貯蔵品	1,064	賞与引当金	564
未収入金	818	役員賞与引当金	88
未収消費税等	232	特別調査費用等引当金	1,284
未収還付法人税等	100	品質関連費用引当金	116
その他	187	その他	38
貸倒引当金	△10	**固定負債**	**9,206**
固定資産	**31,035**	長期借入金	8,530
有形固定資産	**13,942**	退職給付引当金	451
建物	6,602	繰延税金負債	170
構築物	49	その他	52
機械装置	3,303	**負債合計**	**18,371**
車両運搬具	5	純資産の部	
工具器具備品	672	**株主資本**	**31,813**
土地	1,345	**資本金**	**5,640**
建設仮勘定	1,964	**資本剰余金**	**8,045**
無形固定資産	**2,122**	資本準備金	6,732
ソフトウエア	1,989	その他資本剰余金	1,312
ソフトウエア仮勘定	102	**利益剰余金**	**24,490**
のれん	30	利益準備金	66
その他	0	その他利益剰余金	24,423
投資その他の資産	**14,970**	固定資産圧縮積立金	1,035
投資有価証券	415	別途積立金	3,577
関係会社株式	821	繰越利益剰余金	19,811
関係会社出資金	13,126	**自己株式**	**△6,361**
その他	663	**評価・換算差額等**	**208**
貸倒引当金	△56	その他有価証券評価差額金	208
		純資産合計	**32,022**
資産合計	**50,393**	**負債・純資産合計**	**50,393**

損 益 計 算 書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**39,923**
売上原価		**33,694**
売上総利益		**6,229**
販売費及び一般管理費		**7,026**
営業損失		**796**
営業外収益		
受取利息	30	
受取配当金	5,289	
為替差益	620	
有価証券売却益	2	
システム使用料収入	185	
その他	30	6,160
営業外費用		
支払利息	110	
支払手数料	13	
支払補償費	91	
その他	0	215
経常利益		**5,147**
特別利益		
国庫補助金	1,404	
子会社清算益	74	**1,478**
特別損失		
固定資産除却損	67	
減損損失	136	
特別調査費用等	1,334	**1,539**
税引前当期純利益		**5,087**
法人税、住民税及び事業税	324	
法人税等調整額	1,328	1,653
当期純利益		**3,434**

株主資本等変動計算書

（2025年４月１日から
2026年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	5,640	6,732	1,312	8,045	66	143	3,577	19,817	23,604
誤謬の訂正による累積的影響額								△402	△402
誤謬の訂正を反映した当期首残高	5,640	6,732	1,312	8,045	66	143	3,577	19,414	23,201
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の積立						947		△947	－
固定資産圧縮積立金の取崩						△56		56	－
剰余金の配当								△2,145	△2,145
当期純利益								3,434	3,434
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	891	－	397	1,288
当期末残高	5,640	6,732	1,312	8,045	66	1,035	3,577	19,811	24,490

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△6,099	31,189	87	87	31,277
誤謬の訂正による累積的影響額		△402			△402
誤謬の訂正を反映した当期首残高	△6,099	30,787	87	87	30,874
事業年度中の変動額					
固定資産圧縮積立金の積立		－			－
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△2,145			△2,145
当期純利益		3,434			3,434
自己株式の取得	△261	△261			△261
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			120	120	120
事業年度中の変動額合計	△261	1,026	120	120	1,147
当期末残高	△6,361	31,813	208	208	32,022

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式　移動平均法による原価法

② 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

以外のもの

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

③ デリバティブ　時価法

④ 棚卸資産の評価基準及び評価方法　総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　定率法によっております。ただし、2005年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　31～50年

機械装置　10年

工具器具備品　２～5年

② 無形固定資産　定額法によっております。なお、自社利用のソフトウエアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金　売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金　従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ.退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ.数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

④　役員賞与引当金

取締役等への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

⑤　特別調査費用等引当金

当社及び連結子会社において発生した違法行為及び不適切な会計処理に関し、第三者委員会を設置し、調査を実施いたしました。

当該第三者委員会の調査費用及び過年度決算訂正に伴う監査報酬等について、今後発生が見込まれる額を計上しております。

⑥　品質関連費用引当金

品質管理及び品質保証上の問題について、再検査の実施や認定書類の再提出等の追加的な対応費用が発生する可能性があるため、当該費用を合理的に見積ることができるものについて、当該見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 通常の製品販売

当社においては、主にコネクタの製造及び販売を行っております。このような製品の販売における主な履行義務は、顧客に対して製品を引き渡す義務であり、顧客に引き渡された時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、製品の納品時に製品の支配が顧客に移転すると判断していますが、出荷時から納品時までの期間が通常の期間であるため、重要性等に関する代替的な取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

② 納入業者在庫管理（VMI）による製品販売

製品の販売において、製品を預託倉庫に納入し、顧客が必要に応じて製品在庫の引き出しを行う納入業者在庫管理（VMI）による取引の場合、顧客が倉庫より製品を引き出した時点で収益を認識しております。

③ 三国間貿易による製品販売

当社においては、生産子会社より製品を購入し、販売子会社に販売を行っております。その際、製品は生産子会社から販売子会社に直接輸送する、三国間貿易の形態を取っております。このような製品の販売においては、製品を輸送する港に製品が積み込まれた時点で収益を認識しております。

約束された対価は履行義務の充足時点から概ね６ヶ月以内で回収しており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
② 退職給付に係る会計処理	退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2．会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1)計算書類に計上した金額

有形固定資産	13,942百万円
無形固定資産	2,122百万円
減損損失	136百万円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

事業用資産、遊休資産いずれも個別注記表の「11.その他の注記」に記載した内容と同一であります。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの総額は、取締役会で承認された将来の事業計画及び中期経営計画を基礎としており、当該基礎には主要な仮定として売上高や売上原価の予測が含まれております。これらの予測は、顧客からの受注状況や過去の販売実績を基礎として作成した生産計画に基づき算定しており、受注状況や今後の生産計画は自動車業界の市場動向や顧客からの要請等の影響を受けるため、不確実性があります。また、事業の用に供する予定がなくなった資産は遊休資産として個別資産ごとにグルーピングしておりますが、今後の使用予定は顧客からの受注状況や過去の販売実績を基に算定した生産計画を基に判定しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

受注状況や今後の生産計画が変更になった場合、固定資産の減損の兆候、認識及び測定の評価が変更となり、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。また、顧客からの受注状況や将来の生産計画が変更となった場合、遊休資産に該当するかどうかの判定が変更となり、新たに遊休資産に分類すべき資産が増えるため、翌事業年度において、新たな減損損失が発生する可能性があります。

3．誤謬の訂正に関する注記

当社は、海外子会社において労務紛争対応に関連した不適切な金銭交付の疑義が生じたことから、2026年２月18日に、外部の弁護士及び公認会計士を委員とする調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、当該調査委員会によるデジタル・フォレンジック調査の過程で、会計処理及び品質検査等に関するコンプライアンス上の問題の存在を疑わせる事象が新たに認識されたため、当社は、2026年４月27日に、調査範囲を拡大し、独立した調査を実施する目的で第三者委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

当社は、2026年９月28日に第三者委員会から調査報告書を受領し、当社の海外子会社における不適切な支出、当社における品質管理及び品質保証上の問題、海外子会社における仮決算時の未確定決算数値の使用、海外子会社における売上の前倒し計上等の事実が判明しました。

また、第三者委員会による調査及び当社による追加的な自主点検の結果、当社グループにおける固定資産の除却及び減損、棚卸資産の評価並びに当社の連結決算処理等に関する複数の会計処理の誤謬が判明しました。

これらを踏まえ、当社は、海外子会社における不適切な支出及び売上の前倒し計上、並びに当社グループにおけるその他の会計処理の誤謬等について、関連する会計処理を過年度に遡って訂正する必要があると判断しました。また、訂正の原因となった事象を連結財務諸表に反映した結果として影響を受ける事項、過年度において重要性が無いため訂正を行っていなかった事項の訂正も併せて行っております。

当該誤謬の訂正による累積的影響額は当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映しております。この結果、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は402百万円減少しております。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　14,951百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権　7,230百万円
② 短期金銭債務　3,871百万円

(3) 偶発債務

①第三者委員会による調査の結果、当社の連結子会社2社において、外国公務員等に対する不適切な金銭供与及びその疑義が判明しました（2026年9月28日に調査報告書を受領）。これらに関連して、今後、当社グループは日本及び海外現地の関係法令に基づき、罰金等を負担する可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難と判断しております。

②第三者委員会による調査の結果、当社における品質管理及び品質保証上の問題が判明しました（2026年9月28日に調査報告書を受領）。今後、再検査の実施や認定書類の再提出等の対応費用が発生する可能性があり、現時点で合理的に見積ることが可能なものについては品質関連費用引当金を計上しております。なお、今後さらに再検査等の対応が求められた場合には、上記引当額を超える追加的な対応費用が発生する可能性がありますが、現時点ではその影響額を合理的に見積もることは困難と判断しております。

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高　30,032百万円
② 仕入高　22,648百万円
③ 販売費及び一般管理費　259百万円
④ 営業取引以外の取引高　7,108百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	3,006,274株	104,147株	―	3,110,421株

（注） 当事業年度増加株式数104,147株は、2024年11月5日の取締役会決議に基づく取得104,100株及び単元未満株式の買取による取得47株によるものであります。

7．税効果会計に関する注記

（1）繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	166百万円
貸倒引当金	21百万円
退職給付引当金	142百万円
役員賞与引当金	38百万円
減損損失	165百万円
未払事業税	7百万円
未払費用	27百万円
構造改革費用	419百万円
特別調査費用等引当金	404百万円
品質関連費用引当金	35百万円
繰越欠損金	57百万円
その他	310百万円
繰延税金資産小計	1,796百万円
評価性引当額	△1,395百万円
繰延税金資産合計	401百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	475百万円
その他有価証券評価差額金	95百万円
繰延税金負債合計	571百万円
繰延税金資産の純額	△170百万円

（2）法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
外国税額控除	1.1%
住民税均等割	0.4%
受取配当金益金不算入	△30.2%
外国源泉税	4.9%
評価性引当額の増減	26.2%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.5%

8．関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等(名)	事業上の関係				
子会社	上海意力速電子工業有限公司	中華人民共和国上海市	32,550千米ドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の製造	製品の購入	5,442	買掛金	836
								原材料及び製造用設備の売却	414	未収入金	205
	IRS(S)PTE.,LTD.	シンガポール共和国	3,341千シンガポールドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の販売	製品の販売	4,232	売掛金	521
	IRISO ELECTRONICS (HONG KONG) LIMITED	中華人民共和国香港特別行政区	3,000千香港ドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の販売	製品の販売	5,755	売掛金	586
	IRISO ELECTRONICS EUROPE GmbH	ドイツ連邦共和国シュツットガルト県ファザーネンホフ市	25千ユーロ	コネクタ事業	100	1	当社製品の販売	製品の販売	7,821	売掛金	2,551
								資金の貸付(注3)	△324	短期貸付金	－
	IRISO U.S.A.,INC.	アメリカ合衆国ミシガン州	200千米ドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の販売	製品の販売	3,338	売掛金	883
	IRISO ELECTRONICS VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム社会主義共和国ハイズン省	23,000千米ドル	コネクタ事業	100	0	当社製品の製造	製品の購入	9,691	買掛金	1,578
								原材料及び製造用設備の売却	170	未収入金	82
	IRISO ELECTRONICS PHILIPPINES, INC.（注1）	フィリピン共和国キャビテ市	289,000千フィリピンペソ	コネクタ事業	100 (100)	0	当社製品の製造	製品の購入	4,091	買掛金	719
								原材料及び製造用設備の売却	949	未収入金	257
	南通意力速電子工業有限公司	中華人民共和国江蘇省南通市	52,170千米ドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の製造	製品の購入	2,528	買掛金	411
								原材料及び製造用設備の売却	302	未収入金	132
	意力速(上海)貿易有限公司	中華人民共和国上海市	2,000千米ドル	コネクタ事業	100	1	当社製品の販売	製品の販売	5,923	売掛金	1,630

（注）１．議決権の所有割合欄の（　）内は間接所有割合であります。
２．取引条件及び取引条件の決定方針等
市場価格、総原価を勘案して価格交渉のうえ、取引条件を決定しております。
３．利息は市場金利を勘案して決定しております。なお、資金の貸付の取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

９．収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「１．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

１０．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　1,499円85銭
(2) １株当たり当期純利益　160円84銭

11．その他の注記

(1) 減損損失に関する注記

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

当事業年度（自　2025年４月１日　至　2026年３月31日）

場所	用途	種類
神奈川県横浜市	遊休資産	工具器具備品
神奈川県川崎市	遊休資産	機械装置
茨城県常陸大宮市	事業用資産	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具器具備品、 建設仮勘定
岩手県花巻市	遊休資産	工具器具備品

当社は、事業用資産においては、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として資産のグルーピングを行っております。なお、遊休資産においては個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記事業用資産は、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みとなったため、減損損失を認識しており、資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失として特別損失に136百万円を計上しております。その内訳は、建物及び構築物４百万円、機械装置及び運搬具50百万円、工具、器具及び備品66百万円、建設仮勘定14百万円であります。

また、回収可能価額は正味売却価額により測定をしており、当該資産は売却見込みが無いため、正味売却価額は零としております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年9月30日

イリソ電子工業株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴　木　基　之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　川　口　泰　広

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、イリソ電子工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イリソ電子工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　連結注記表3.誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は海外子会社における不適切な金銭の交付等の疑義について、外部の独立した専門家による第三者委員会を設置し、調査を行った。第三者委員会の調査の結果、過年度における誤謬が発見されたことを受けて、会社は、当連結会計年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年９月30日

イリソ電子工業株式会社
取 締 役 会　御 中

有限責任監査法人　トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴　木　基　之

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　川　口　泰　広

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、イリソ電子工業株式会社の2025年４月１日から2026年３月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
　個別注記表3.誤謬の訂正に関する注記に記載されているとおり、会社は海外子会社における不適切な金銭の交付等の疑義について、外部の独立した専門家による第三者委員会を設置し、調査を行った。第三者委員会の調査の結果、過年度における誤謬が発見されたことを受けて、会社は、当事業年度において、過年度における誤謬の訂正を行い、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映している。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年４月１日から2026年３月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関しては、第三者委員会調査報告書の指摘の通り、一部海外子会社における過去の金銭支出事案への関与に関連して是正すべき事柄が認められております。
監査等委員会においては、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、会社の実施する再発防止策の実行状況を　監視及び検証してまいります。
その他、取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について、事業報告に記載のとおり、第三者委員会で調査が行われた件を除き、指摘すべき事項は認められません。
なお、監査等委員会においては、第三者委員会からの指摘・提言も踏まえ、取締役の内部統制改善への取り組み、及び会社の実施する再発防止策の実行状況を監視及び検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年９月30日

イリソ電子工業株式会社　監査等委員会

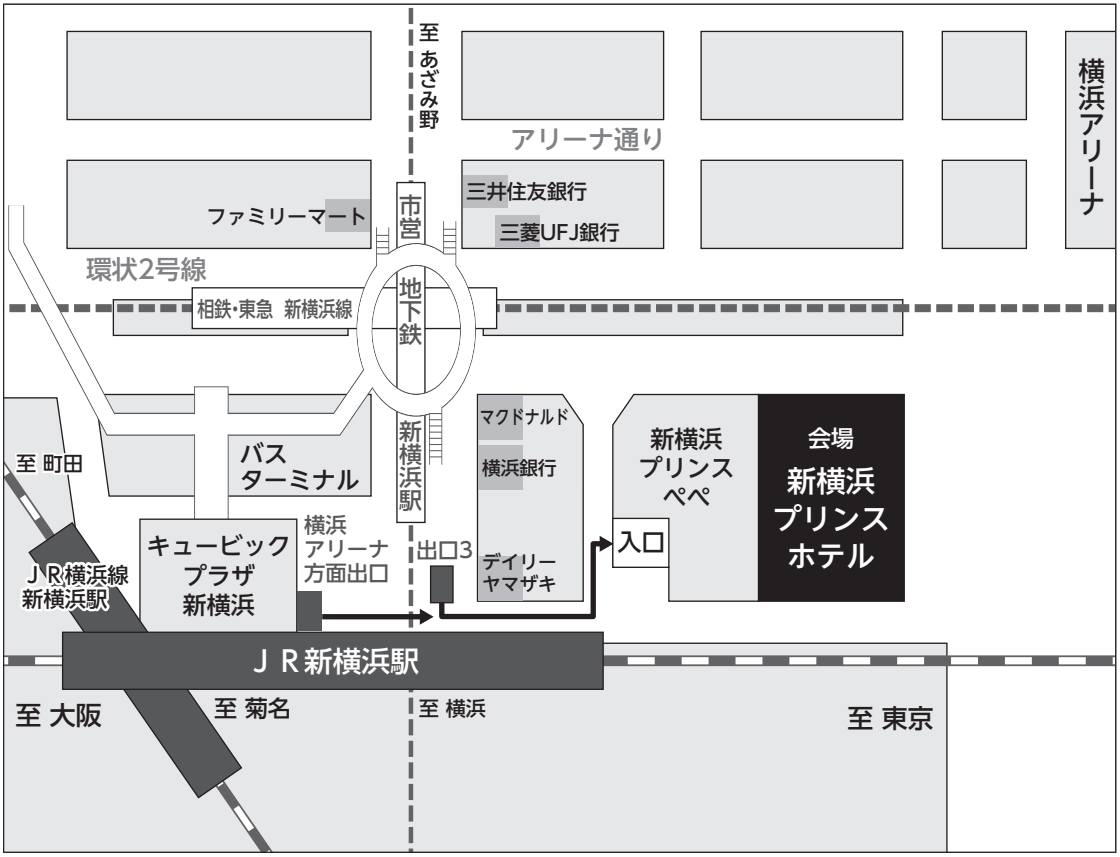
監査等委員　宮　内　敏　彦　㊞
監査等委員　藤　田　浩　司　㊞
監査等委員　佐　藤　　登　㊞
監査等委員　内　田　明　美　㊞

（注）監査等委員藤田浩司、佐藤登及び内田明美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会継続会会場ご案内図

会　場　神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目４番
新横浜プリンスホテル　４階　「桜川」



[ご利用いただく交通機関]

ＪＲ・新横浜駅北口（横浜アリーナ方面出口）から	徒歩２分
横浜市営地下鉄ブルーライン　新横浜駅３Ａ又は３Ｂ出口から	徒歩２分
相鉄・東急新横浜線　新横浜駅　３Ａ又は３Ｂ出口から	徒歩２分

≪ご案内≫・**お身体の不自由な株主様、障がいのある株主様におかれましては、ご要望に応じて、車椅子のサポート、座席への誘導等のお手伝いをさせていただきますので、受付にてお申し出ください。**

・**お土産のご用意はございません。**

・**座席数に限りがあるため、ご来場いただいてもご入場いただけない場合がございます。**